

### インフルエンザ経過報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。  
 厚生労働省が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」では、お子さまができるだけ早く快復するとともに、周囲への感染拡大を防ぐため、登園のめやすを発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまでとしています。  
 インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分療養し、快復してから登園するようにしてください。また、お子さまが快復し登園する際には、保護者の方が下記の「インフルエンザ経過報告書」を記入し、施設に提出してください。

### インフルエンザ経過報告書

- 園児名： \_\_\_\_\_ 歳児クラス \_\_\_\_\_
- 診断名：インフルエンザ（ A ・ B ）  
 ※いずれかに○をつけてください。
- 受診した医療機関名： \_\_\_\_\_
- 受診日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- インフルエンザ発症後の経過 ※ (1), (2) どちらも記入をお願いします。  
 (1) 発症から5日を経過した日

※発症日（0日目）は医師の指示のもと記入してください。

発症日=0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日



- (2) 解熱から3日を経過した日 ※解熱日（0日目）は平熱に戻った日です。

解熱日=0日目	1日目	2日目	3日目	4日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日



(3) 登園可能日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※(1)(2)のうちの遅いほうが登園可能日です。

- 特記事項（他の感染症の併発など）： \_\_\_\_\_

上記のとおり報告します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_